

平成 28 年 3 月 4 日

各 位

会社名 シャープ株式会社
代表者名 取締役社長 高橋 興三
(コード番号 6753)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

大阪高等裁判所にて係属中でありました訴訟について、平成 28 年 3 月 4 日、裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社が製造する M P E G モジュール（デジタル放送の映像信号・音声信号の復元等を行う電子デバイス）を搭載した液晶テレビに不具合が生じた責任が当社を含む 2 社にあるとして、株式会社三和コーポレーション（株式会社三和家電販売を吸収合併）より、平成 25 年 2 月 19 日付で大阪地方裁判所に損害賠償（請求金額 1 億 2,378 万 1,893 円及び遅延損害金）を求める訴訟が提起されておりました。

平成 27 年 8 月 28 日大阪地方裁判所において第一審の判決の言い渡しがあり、判決では、株式会社三和コーポレーションの請求は棄却されました。

株式会社三和コーポレーションは、この判決を不服として、原判決を変更し、当社を含む 2 社が株式会社三和コーポレーションに対して、損害賠償として 7,625 万 5,061 円及び遅延損害金を支払うよう求め大阪高等裁判所に対し控訴を提起しておりましたが、平成 28 年 3 月 4 日に、当社と株式会社三和コーポレーションとの間で裁判上の和解が成立しました。

2. 和解の相手方の概要

① 名 称	株式会社三和コーポレーション
② 所 在 地	大阪府豊中市小曾根三丁目 9 番 14 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 渡部 一二

3. 和解の内容

当社が株式会社三和コーポレーションに対し、本件の和解金として、600 万円を支払い、株式会社三和コーポレーションが当社に対するその余の請求を放棄することを内容としております。

4. 今後の見通し

平成 28 年 3 月期の通期連結業績への影響は軽微であります。

以 上